

【憲法】

問題 次の文を読み、設問に答えなさい。

新聞報道によれば、Z県は青少年の健全な育成をはかるために、自動販売機により「ポルノ雑誌」を販売することを禁止する条例を制定した。それによれば、ポルノ雑誌とは、「18歳未満の青少年に性に関する誤った知識を植え付ける危険のある雑誌」とされており、知事は、有識者により構成される青少年保護審議会（知事が議会の同意を得て任命する9名の委員から成る）の意見を聞いた上でポルノ雑誌に該当する図書を指定し、その指定図書を自動販売機に収納した者を3万円以下の罰金若しくは科料に処すということである。

法学部で憲法を学び始めたばかりのA、B、Cが、この記事を読んで次のような会話を交わした。

- A： ポルノ雑誌というのは、何だろう。争いになったら、裁判所はわいせつな雑誌のことだと解釈するかもしれないね。ほら、風俗を害する図画とはわいせつな図画のことなりと解釈した判例を前の授業で習ったじゃないか。
- B： それはないだろう。わいせつな雑誌なら、すでに刑法で規制されているのだから、条例で規制するまでもないと思うよ。
- C： 刑法で禁止されていなければ、自由なはずだろう。それを禁止してもいいのかい。
- A： わいせつといっても、社会意識が急激に変化しているから、何がそれに当たるか分からなくなっているよね。せめて青少年にだけには、それがわたらないようにしようというのが、この条例のねらいではないか。
- B： たしかに、自販機から買えるかどうかで、入手の容易さが格段に違うだろうから、青少年の保護に役立つ面はあるだろうね。
- C： しかし、青少年といっても、小学生もいれば高校生もいるから、よけいな世話だと思う青少年も、けっこういるだろうね。
- A： これまで自販機で雑誌を売ってきた業者が、この条例制定に際しては相当強い反対運動を展開したようだね。有名な漫画家などを総動員したという噂だよ。たしかに漫画家にとっては、自分たちの表現の自由をどうしてくれるという危機感はあるだろうからね。
- B： 漫画家や業者も雑誌の売れ行きに影響して痛手かもしれないが、青少年

をやっと卒業した我々も、痛手だよ。我々の人生、社会生活において必要な情報を入手するルートが一つ閉ざされることになったのだからね。他人には聞きづらいが、知っておきたい情報というものもあるってこと、分かって欲しいよ。

C： たしかに、そういう面もあるが、青少年の保護という重要な社会的利益のためだというのだから、少しは一般消費者も我慢しなければという気もする。実際、大人が眉をしかめるような雑誌もないわけじゃないからね。

A： 青少年の保護ということは分かるが、それなら自販機による酒やたばこの販売の場合と同じようにすればいいじゃないか。

B： 同じようにというと？

C： あ、もう次の憲法の授業が始まる時間だよ。この問題は、憲法をもっと勉強するまでの宿題にしよう。

設問

- (1) Xは、以前から自動販売機による雑誌販売を行ってきた業者の1人であるが、ポルノ雑誌の指定を受けた雑誌を自動販売機に収納したために、本条例により起訴された。Xは、本条例は憲法に違反し無効であると考えている。Xの立場から、どのような憲法論が可能か。
- (2) Xが提起した論点に対し、検察側からはどのような反論が可能か。
- (3) 裁判所は両者の論争点につき、どのように答えるべきか。

(注：配点は各問ごとにではなく、3問を総合して、提起された論点とそれに対する解答を基礎になされる。)